

9. 届出等の手続に関する事項



臨海部に広がる市街地



整備された住宅地のまち並み

9. 届出等の手続に関する事項

1 建築物、工作物及び開発行為

一定規模以上の建築物、工作物及び開発行為は、市長への届出等により良好な景観を形成するよう誘導を図ります。

良好な景観を形成するためには、市と事業者等がより良い景観づくりについて協議していくことが必要です。そのため、届出の前に市と事業者等が事前相談を行える仕組みを構築します。

1 事前相談

袖ヶ浦市景観条例に基づいて、本市の景観に配慮した良好な景観まちづくりに資する計画・設計となるよう、できるだけ早い段階で事前相談をお願いします。

2 景観法第16条に基づく届出

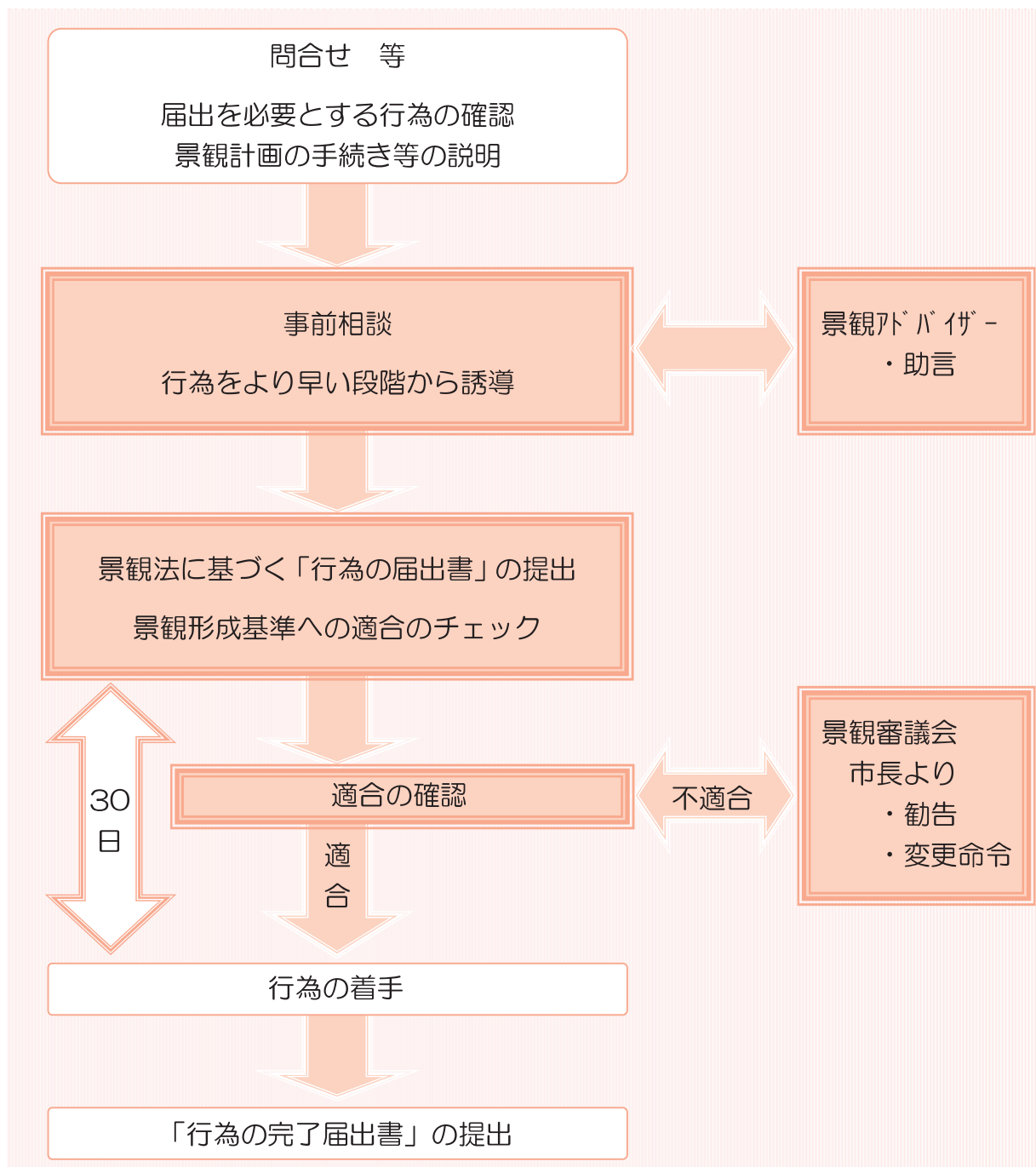
景観法に基づく市長への届出にあたっては、事前相談の結果を反映し、良好な景観の形成に配慮した計画としてください。

届出は、行為着手の30日前までに行う必要があります。

3 適合の確認

届出を受理した建築物等について、景観計画に定める「行為の制限に関する事項」に適合しているかの審査を行い、適合した建築物等について適合通知書を通知します。通知を受けた建築物等については、行為の着手に進むことができます。

しかし、景観審議会の意見を聞き、適合しないと判断した場合は、勧告や変更命令の措置を行います。



解 説

● 景観法第16条に基づく届出とは

建築物や工作物の新築・新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、開発行為及び景観条例で定める行為を行う場合は、あらかじめ行為の種類や場所等の定められた項目について届け出なければなりません。

また、届出の内容が景観計画に定めた当該行為についての制限に適合しない場合、市は設計の変更を勧告することができます。

2 屋外広告物

屋外広告物のうち、景観の形成に影響を及ぼすものとして景観計画で届出対象行為と定めるものについて、表示、設置又は変更しようとする者は、あらかじめその内容について市長への届出を行います。

届出は、行為着手の30日前までに行う必要があります。

3 その他の建築物、工作物、開発行為及び屋外広告物

一定規模に満たない住宅や店舗、作業場などの建築物等や小規模な開発行為、届出の対象ではない屋外広告物についても、景観計画に沿ったものとなるように努めることが大切です。

なお、必要な場合は、市に相談していただければ、景観計画に沿った助言等を行うことも可能です。